

処分基準（公表用）

様式第 4 号  
 所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和 3 5 年第 1 4 5 号			
手続名	地域連携薬局の認定の取消			根拠条項	第 7 5 条第 4 項			
処分基準	地域連携薬局の開設者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域連携薬局の認定を取り消すことができる。 一 地域連携薬局が、第 6 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。 二 地域連携薬局の開設者が、第 6 条の 4 第 1 項の規定又は同条第 2 項において準用する第 5 条(第 3 号に係る部分に限る。)の規定に該当するに至つたとき。 三 地域連携薬局の開設者が、第 7 2 条第 5 項又は第 7 2 条の 2 第 3 項の規定に基づく命令に違反したとき。							
	対応区分	2	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次